『愚管抄』― 問題点と試訳（２）

平成 30 年 6 月

はじめに

本報告「『愚管抄』―問題点と試訳（２）」は、巻第三の途中までを報告した「『愚管抄』―問題点と試訳（１）」（平成 29 年 6 月）の続編であり、巻第三の終わりまでを対象としている（令和元年 5 月改訂）。

凡例などは、「『愚管抄』―問題点と試訳（１）」と同一である。

神奈川大学学術機関リポジトリ
http://hdl.handle.net/10487/14376

作成分担者

・上原雅文　No.357～No.437
・柏木寧子　No.438～No.464

＊本報告は、科学研究費助成事業の助成を受けた研究成果の一部である。
・研究課題名：神仏共存神話の原理に関する倫理学的研究―日本思想の基軸の解明―
・課 題 番 号：17K02189
・種別・年度：基盤研究（C）（一般）・2017（平成 29）年度～2019（平成 31・令和元）年度
・研 究 組 織：研究代表者
上原雅文（神奈川大学・外国語学部・教授）
研究分担者
柏木寧子（山口大学・人文学部・教授）
吉田真樹（静岡県立大学・国際関係学部・准教授）
栗原　剛（山口大学・人文学部・准教授）
連携研究者
佐藤正英（東京大学・名誉教授）

『愚管抄』——問題点と試訳（２）

通し番号	頁・行	本文（島原本）	校異	問題点・試訳
357	160-14	九条殿ノ御子ニテ堀川ノ関白兼通、法興院殿兼家、コノフタリ次第タガヒタルコトヾモニテ、ナカアシクオハシケリ。		・以下は、官位昇進をめぐる兼道と兼家の兄弟争いの話が続く段落。
358		兼通ハ、アニナガラ弟ノ兼家ニコエラレ〔テ〕、オヒタヽレタルコトハ、サダメテ様アリケン。	〔テ〕国全文：なし	・「サダメテ様アリケン」と言っているが、その「様」（わけ、理由、事情）は結局何だったのか？次の№359にある「オロオロ人ノヲモヒナラヒタルコト」に対して、何か道理的なここと言おうとしているのか。どこで言っているのか。
359		オロオロ人ノヲモヒナラヒタルコトハ、冷泉・円融両帝ハ、此ノ人々ノヲヒニテオハシマセバ、ヲヂニテ立太子ノ坊官ドモニナ〔ラレケル〕ニ、アニナレバ先冷泉院ノニテ堀川殿〔ハ候（トイイ）〕ハルヽホドニ、イカナルコトカアリケン、御気色ヨロシカラデ、東宮亮ヲトヾメラレニケリ。	〔ラレケル〕全：サレタル〔ハ候〕国全文：トイ	・「オロオロ」は、不十分、不完全であるさま。疎、粗、愚。 ・「ヲモヒナラヒタルコト」は、「そう思うことが習慣になっている（習慣的にそう思ってしまっている）こと」の意。大系本頭注「推察していること」、大隅訳「推測していること」とあるが、そのような意識的なあり方ではないだろう。ここでは「おぼろげにそう思っていること」と訳した。 ・該当部分の試訳は、「不十分にも人々がおぼろげにそう思っていることは、」となる。 ・「オロオロ人ノヲモヒナラヒタルコト」は、内容的にどこまでか。
360		ソノ処ニ法興院殿ハナリテ、ヤガテ受禅ノトキ蔵人頭ニナリテ、コエ給ニケ〔ル也〕。	〔ル也〕国文：リ	・参考：天徳二（九五八）年九月四日兼通東宮亮。康保四（九六七）年二月四日兼家東宮亮。同年五月冷泉天皇即位。同年一一月二三日兼家蔵人頭。
361		大方兼家ハヨロヅニツケテ〔ヲシ（コトイ）〕ガラノカチタル人ニテ、蔵人頭モ中納言マデカケテオハシケリ。	〔ヲシ〕国全文：コト〔コトイ〕国全文阿：なし	・「ヲシガラ」（通常「オシガラ」）は押しの強い性格の意。押柄。しかし「斯様におしがらありて」（続古事談）や「おしがらになむ有りける」（今昔物語集）のように続き、「ノカチタル」というように続くか疑問が残る。大隅訳は「押しの強い、強気の人」。「オシガラ」と「カチタル」で意味を強調しているという解釈。今はこれに従う。 【おおよそ兼家は万事について押しの強い、強気の人で、蔵人頭も中納言になっても兼ねておいでになった。】
362	*161-6*	大納言大将ニテオハシケルトキニ、兼通ハ中納言ニテ有ケルニ、円融院位ノ御時、一条摂政所労大事ニナリヌトキヽテ、仮名ノフミヲ持テマイリテ、鬼ノ間ニタヽセ給タリケルトキ、マイラセラレタリケルヲヒキヒロゲテ御覧ジケレバ、「摂籙ハ次第ノマヽニ候ベシ」	〔リ〕国文：ル、全：ルガ	・兼通が母の手紙を根拠に、弟の兼家を越えて摂関になったいきさつを語る段として、段落を改める。

		トカヽレタリケ〔リ〕。		
363		御母ノ中宮ノ御手〔ニテ〕アリケ〔リ〕。	〔ニテ〕国全文：ニテゾ 〔リ〕国全：ル	
364		ウセサセ給ヌルヲ思ヒイデツヽコイマイラセ〔サセ〕給ケルオリフシ、カヽルフミヲ御母ノ皇后ニカヽセマイラセテモタレタリケルヲマイラセテ、イミジクカシコカリケル人カナトヨニモ申ケリ。	〔サセ〕全：なし	
365		是ヲ御覧ジテ、一条摂政ノ病カギリニナリニケレバ、左右ナク中納言ナル人ニ内覧ヲ仰ラレテ、大納言ヲヘズシテ中納言ヨリ弟ノ大納言ノ大将ヲコエテ内大臣ニナリテ、天延二年ニ関白ノ詔クダリタリケル〔ナリ〕。	〔ナリ〕阿：なし	
366	*161-15*	法興院殿ハ、是ヲヤスカラヌコトニ思ヒヰラレタリケルホドニ、〔貞〔天イ〕〕元二年ニ関白病ヲモリテスデニトキコエケルニ、トリツクロヒテ、法興院大入道殿〔ハ〕〔大将大納言〕ニテ内裏ヘマイラレケルヲ、人ノ「コノヤマイノトブラヒニ、コレハオハスルカ」トイヒケ〔ルハ〕、サモヤトオモハレ〔ケ〕ルホドニ、ハヤウ参内トイヒケルヲキヽテ、病ノムシロヨリニワカニ内ヘマイラントテマイラレケ〔ル〕。	〔貞〕全：天 〔天イ〕国全文阿：なし 〔ハ〕国文：なし 〔大将大納言〕全：大納言大将 〔ルハ〕国全文：レバ 〔ケ〕全：なし 〔ル〕国全文：リ	・貞元二年の、兼通による除目事件を語る段として、段落を改める。 ・「貞元二年」（九七七年）が正しい。
367		トモノモノマデ「コハイカニ」トアヤシミ思ケレ〔バ〕、四人ニカヽリテタヾマイリニマイラレケレバ、内裏ニハ「殿下ノ御〔出〕」トノヽシリケルヲ、弟ノ大将、「スデニシヌル〔トキク〕人タヾイマ参内ヒガ事ナラン」トオモハレケルホドニ、マコトニマイラ〔レ〕ケレバ、サワギテイデラレニケリ。	〔バ〕全文：ド 〔出〕全：参 〔トキク〕全：カギリノ 〔レ〕国文：セ	・「スデニシヌルトキク人」を大隅訳は「もうすでに死んでしまったと聞いた人」とするが、文脈上不自然である。ここの「スデニ」は「今まさに。もう少しで。」の意と取る。「ヌ（ル）」は強意で、「必ず……。確かに……。」の意であろう。よって、訳は「もう少しで確かに死ぬと聞いている人」となる。
368		マイリテ御前ニサブラヒテ、「最後ニ除目申ヲコナヒ候ント思〔給〕テマイリテ候也。ヤヽ人マイレ。チカ	〔給〕全：なし	

		キ公卿モヨヲセ、除目ノアランズルゾ」トアリケレバ、アヤシミ思テ人々マイレリケルニ、少々事ドモ申テ、「右大将ハキクワイノモノニ候。メサレ候ベキ也。大将所望ノ人ヤ候。ハバカラズ申セ」トタカクイハレケルニ、タレカハサウナク申サ〔ン〕。	〔ン〕全：ム	
369		ヲソレテアリケルニ、小一条大臣師尹ハ、九条殿ノ御弟ナリ。		
370		ソノ人ノ子ニ済時トテ中納言ナル人アリケリ。		
371		コノ人オモヒケルヤウ、「コノトキナラデハ、イツカワレ大将ヲユルサレ〔ン〕、申テン」ト思テ、カサネテ、「イカニ大将所望ノ人ノ候ハヌカ、タバ申セ」トイハレケルタビ、「済時」トタカク名ノリイダシタリケレバ、「メデタシメデタシ、トクトク」トテ、右大将ニ済時トカキテ〔ゲ〕リ。	〔ン〕全；ム 〔ゲ〕全：ケ	
372		執筆ハタレニカアリケン。		
373		ソレマデノ日記ナキニヤ。		
374		タバシ、マサシキ除目ハ直廬ニテヲコナハレケル〔ニヤ〕。	〔ニヤ〕国文：トカヤ	
375		サテ、「関白ニハ頼忠。其仁ニアタリテ候大臣ニテ候。異儀候マジ。ユヅリ候也」トテ、ヤガテ関白詔申下サレケレバ、主上ハ「コハイカニ」ト返々ヲソロシクオボシメシテ、又申サルヽ事イタクヒガコトナラズヤオボシメシケン、申マヽニヲコナハレニケリ。		・「関白ニハ頼忠。其仁ニアタリテ候大臣ニテ候」を、大隅訳は「関白には頼忠がその人柄からいってももっともふさわしい大臣です。」とする。しかし「仁」は「人、人物」の意（全註解釈注は「人」）。「頼忠」の後に句点を補って訳してみる。よって訳は「関白には頼忠です。その人に（関白の役が）もっともふさわしい、そういう大臣なのです。」となるか。
376		故皇后ノ御フミニ「次第ノマヽ」トアリケルハタガヒタレド、コノツギオナジ事〔ゾ〕、ナドヤ（オ）ボシメシケン。	〔ゾ〕国全文：なし	
377		コノ冷泉・円融ノ〔御〕母ハ安子中宮トテ、九条殿ノ御女ナリ。	〔御〕国全文：なし	
378		大方ハ一条摂政病ノアヒダ、御前ニアニヲトヽ二人〔候テ〕、コノツギノ摂籙ヲコトバヲイダシツヽイサカヒ論ゼラレケ〔ル〕。	〔候テ〕国：イデ 〔ル〕国全文：リ	
379		済時大将ガ日記ニハ、各放言ニヲヨブナドカキタルトカヤ。		
380		最後除目ハオボツカナケレド、ヲコナハレタル様ハ疑ナシ。		
381	*163-11*	カヤウノ意〔趣〕、ヨノタメ人ノタメ、国ノオトロエ、	〔趣〕全：執	・除目事件に対する、「道理」の観点からの慈円の評価の段。段落を改める。

		道理ノトホラヌコトナレドモ、コノ頼忠三条関白、ヨニユルサレ、ヨキ人ニテ、小野宮殿ノ子ニテ、ソノ運ノアリケル〔ガ〕、カヤウナラデハカナフマジキ因縁ドモノカク和合スルミチハ、コレモ道理ナル方侍ベキニヤ。	〔ガ〕国全 文：なし	・「カヤウノ意趣」を大隅訳は「こんな怨恨が横行したことは」とする。大系本頭注は「こんな恨みは」。ほぼ同じであるが、文脈上「このような怨恨」とする。 ・「ヨノタメ人ノタメ」の繋がりが訳しにくいが、大隅訳と同じ「世のためにも人のためにも」でいいだろう。「道理ノトホラヌ」に繋がるか。 ・「世」と「人」については、cf.№420、№433（「世」と「君」についてはcf.№435）。 ・「道理ノトホラヌコト」は、良房以来の摂関ルール（№391）に背くということか。自己中心的な「意趣」（怨恨）が起因となっている出来事を指すのか。「世のため人のため」の「道理」に背くということにも読める。 ・「コレモ道理ナル方侍ベキニヤ」は、結果として頼忠が「ヨニユルサレタル、ヨキ人」であったため、それをもたらした因縁和合の「ミチ」に、通らなくなった「道理」とは別の「道理」を予感しているのである。しかしこの「道理」の内容が慈円にとっても不明であることは、文末の「ニヤ」に表現されているだろう。 ・「因縁」：因と縁と。結果をもたらす内的な直接原因と、外からこれを促進する間接的な原因。また、その両者の関係や力。（『岩波古語辞典　補訂版』） 【このような怨恨は、世のためにも人のためにも、国が衰えて、道理が通らないことであるが、この頼忠三条関白は世に認められ、優れた人であって、（また）小野宮殿（実頼）の子としての運があったのだが、そのようではならなかった数々の因縁がそのように和合した筋道には、これも道理としての面があるのだろうか。】
382		サテ三条関白頼忠ハ〔貞〔天イ〕〕元二年十一月十一日、関白ノ詔クダリテ、一条院位ニツカセ給ケルマデ、十年歟オハシケル程ニ、一条院践祚ノトキ、ツヒニ大入道殿ハ、サウナキ道理ニテ摂籙ニナラレニケレバ、チカラヲヨバデアリケリ。	〔貞〕全：天 〔天イ〕国全 文阿：なし	・「サウナキ道理」（申し分のない（文句のない）道理）とは、兼家が一条天皇の外祖父であること。良房以来の摂関ルール通りであること。cf.№391
383	164-3	抑、円融院ノ華山院ニ御譲位アリケリ。		・円融天皇の花山天皇への譲位に伴う兼家の動向を語る内容として、段落を改める。 ・岩波大系本は読点だが、繋がりが悪いので句点とした。
384		大方ハコノ摂籙臣ムマゴニテ、アニヲトヽミナオハシマス、位ヲ其ノ弟ニ譲セ給フトキハ、ヤガテアニノ皇子ヲ太子ニ立テ、東宮トシテノミ、ノチノチモオホク侍メリ。		・「ノミ」の訳がしっくりこない。限定というより強調表現の副助詞とする。 ・このあり方は「道理」としないのか？ 【（天皇になる方は）大方はこの藤原摂関家の人の孫であって、兄と弟がみないらっしゃって、皇位をその弟にお譲りになるときは、続けて兄の皇子を皇太子に立てて、東宮とすることが主であり、そのことは後々も多く行われた（慣例であった）。】
385		冷泉院オリサセ給テ、円融〔院〕位ニツカセタマヘバ、ヤガテ冷泉〔院〕ノ御子花山院ヲ東宮ニタテマイラセテ、花山院ニ又位ヲユヅラセ給フトキハ、円融院太子一条院ヲ東宮ニハタテラレケルニナ〔ン〕。	〔院〕全：なし 〔院〕全：なし	

			〔ン〕文：ム	
386		此大入道殿ハ、アニノ堀川殿ノ為ニヲヒコメラレテノチハ、治部卿ニナサレテ、〔サテ〕花山院ト申ハ、御母ハ一条摂政ノムスメ冷泉院ノ后也。	〔サテ〕全：なし	
387		コノ時法興院ドノハ、ヤガテ摂籙セ〔ン〕ト思ハ〔セ〕〔給〕ケレド〔モ〕、〔猶〕「関白如元」ト云仰ニテアリケレバ、法興院ドノハ右大臣〔ニテ〕、前日〔固〕関事ヲコナヒ給ケルニ、「関白如元」トキヽ給テ、ヤガテ出仕ヲトヾメテ、節会ノ内弁モヲコナハレザリケルアヒダニ、ツギノ人ヲコナフベカリケルヲ、左大臣ト弟ノ大納言ト、雅信・重信ノ二人ハ、服気ニテ出仕ナカリケリ。	〔ン〕文：ム 〔セ〕国全文：レ 〔給〕全文：なし 〔モ〕国文：なし 〔猶〕国文：なし 〔ニテ〕国全文：なし 〔固〕阿：(因亻と傍記)	
388		為光・朝光両大納言ハ、サハリヲ申テイデ〔ニ〕ケレバ、済時コソハ、ナヲ〔四大〕納言ニテヲコナヒ侍ケレ。	〔ニ〕全：テ 〔四大〕国全文：中	
389		コノ済時ハ大入道殿ノタメニハ、ハヾカラヌ人ニコソ。		
390		ソレモ道理ノユクトコロナレバ、ニクカルベキニアラズ。		・「ソレ」は「大入道殿ノタメニハ、ハヾカラヌ」こと、および「古関事」「節会の内弁」を四人目の大納言として身分不相応でありながら実施したこと、両方か。 ・「ソレ」は、常識的・慣例的なあり方からすれば許されないことであるが、慈円が「道理ノユクトコロ」(道理に従ったあり方）であると見るが故に、「ニクカルベキニアラズ。」と主張していることになる。ここでいう「道理」とは？
391		忠仁公、清和ノ御門日本国ノ幼主ノ〔ハジメ〕、外祖ニテハジメテ摂政〔モ〕ヲカレテノチ、コノ摂政ノ家ニ帝ノ外祖外舅ナラン大臣ノアラン〔ガ〕、カナラズカナラズ執政ノ臣ナルベキ道理ハ、ヒシトツクリカタメタル道理ニテ、一度モサナキコトハナシ。	〔ハジメ〕国全文：ハジメニテ 〔モ〕国全文：ニ 〔ガ〕国：なし、阿：カ	
392		此花山院ニハ義懐中納言コソハ、外舅ナレバ執政スベケレド〔モ〕、践祚ノ時ハ蔵人頭ニコソ、ハジメテ四位侍従ニテ任ジテ、ヤガテトク中納言ニナリテ、三条	〔モ〕国全：なし 〔国ノ〕全：	・花山天皇即位の時の義懐の位は？本文では「四位侍従」、大系本頭注では「花山天皇即位の年（永観二（九八四）年）十月十四日従三位（の侍従)」。 ・「不可思議ノヤウ」とは？cf.№395

		関白ハ如元トテオハシケレドモ、〔国ノ〕政ハヲサエテ義懐ヲコナヒケルホドニ、ワヅカニ中一年ニテ不可思議ノ〔ヤウ〔コトイ〕〕イデキニケレバイフバカリナシ。	花山院ニハ国ノ〔ヤウ〕国全文：コト〔コトイ〕国全文阿：なし	
393	*165-8*	大入道殿コノツギメニト日比ノ遺恨ヲオボシケメドモ、外祖〔外〕舅ニモアラズ。	〔外〕国文：なし	・兼家が摂関になるきっかけとなった花山天皇の出家について語り出す段。段落を改める。
394		小野宮殿ノ子、九条殿ノ子タヾオナジコトナレバ、モト宿老ニナリテ、関白ナラン〔ヲカウベキ〕ヤウナシトオボシメシケルモ道理ニテ、コノトキハヤミニケルホドニ、花山院ハ十九ニテ為光ノムスメ最愛ニオボシメシケル后ニヲクレサセ給テ、カギリナク道心ヲオコサセ給テ、ヨニモアラジトオボシメシテ、ウチナガメツヽ〔オハシ〕ケルニ、大入道殿ノ〔運〕ノオソキコトヲ〔常〕ニナゲカセ給〔ケル〕、二郎子ニテ粟田殿七日関白トイハルヽ人ハ、ソノ時五位蔵人・左少弁トテ、時ノ職事ナレバ、チカクミヤヅカヒテオハシケルニ、「世ノアヂキナク出家シテ仏道ニ入ナント〔思フ〕」トノミ仰ラレケルヲキヽテ、オリヲエタリトコソハ思ハレケメ。	〔ヲカウベキ〕全：ト思フベキ、阿：ヲコフベキ〔オハシ〕国全文：オハシマシ〔常〕全：常々〔ケル〕全：ケルニ〔運〕全阿：身ノ運〔思フ〕国全文：思フゾ	
395		昔モ今モ心キヽテハカリゴトアル人ハ、我トダニコソ不可思議ノ事ヲモ思ヨリツヽシイダスコトナレ。		・「不可思議ノ事」とは？cf.№392
396		コレハ君ノサホドニオボシメス御気色ナレバ、タガヒニワカキ心ニ、〔又〕青道心トテ、ソノ比ヨリコノ比マデモ、人ノ心バヘハ只オナジコトニヤ。	〔又〕国全文：なし	・「タガヒニワカキ心ニ、〔又〕青道心」であれば、道兼も「青道心」があったのか？前・前前文と矛盾しないか？
397		ソレモカヽル〔オリフシ〕侍ベシ。	〔オリフシ〕阿：オリフシオリフシ	
398		コノ比ハムゲニアラヌ事也。		【この頃はすっかり（道心を起こして出家するなどということは）なくなってしまった。】
399	*166-6*	寛平マデハ上古正法ノスエトオボユ。		・前文（「コノ比ハ……アラヌ事」）を受けて、道心をめぐる人の心の変遷を語る段。段落を改める。 ・この文と次の文にある「上古正法」「中古」という時代区分の根拠は？ 【寛平（宇多天皇）の頃までは上古正法の末であると思われる。】

400		延喜・天暦ハソノスヱ、中古ノハジメニテ、メデタクテシカモ又ケ〔チ〕〔ダイ〕カクモ〔ナ〕リケリ。	〔チ〕国全文：ダ、阿：ヂ 〔ダイ〕国全文阿：なし 〔ナ〕国全文：ア	・「ケチカク」は「気近く」。身近、親しみやすい、の意とみなす。大隅訳と同じ。 ・国全文は「ケダカクモアリケリ」とするが、その可能性があるか？ 【延喜（醍醐天皇）・天暦（村上天皇）の頃は上古正法の末で、中古の始まりであって、（人の心のあり方が）優れていて、しかもまた身近にもなったのである。】
401		冷泉・円融ヨリ、白川・鳥羽ノ院マデノ人ノ心ハ、タヾオナジヤウニ〔コソ〕ミユレ。	〔コソ〕国全：コソハ	・「オナジ」は、いつと同じなのか？　冷泉天皇は村上天皇の次の天皇なので、村上天皇以来の「中古」の心のあり方として「同じ」とする。 【（村上天皇の次の）冷泉天皇・円融天皇から白河天皇・鳥羽院までの人の心のあり方は、ただ（優れていながらも身近であるという中古の始まりの心のあり方と）同じように見える。】
402		後白川御スヱヨリムゲニナリヲトリテ、コノ十廿年ハツヤツヤトアラヌコトニナリ〔ケル〕ニコソ。	〔ケル〕国全文：ニケル	・「コノ十廿年ハツヤツヤトアラヌコトニナリ〔ケル〕ニコソ」で、№398の「アラヌ事」を受ける。 【後白河の末の頃から（人の心は）ひどくなり劣ってきて、この十年、二十年は、まったく（中古の頃に見られた心は）なくなってしまった。】
403	*166-9*	サレバ、花山院青道心ヲコシ給ケンモ、ミナヲシハカラル。		・前文までは人の心の変遷を語る段として挿入的な段落と見なし、この文から花山天皇の出家に関する具体的な話に戻るため、段落を改める。 【以上のような心の変遷があるので、花山院が青道心をおこしたのも、（当時のこととして）みな推し量られるのである。】
404		粟田殿ノ同心シテ申スヽメラレケンモアラハナリ。		
405		一定カク申サレケルトハキカネドモ、カヤウノコトハ、道理キハマリテソノコトバヲツクルコトハ、天竺・唐土ノコトヲコヽニテロキキタル〔説経〕師ノ申ニナレバ、カノ国々ノコトバニテハナケ〔レ〕ドモ、道理ノ詮ノタガハヌホドノコトハ、ゲニゲニトイフ〔ヲ〕コソハ正説トハ申〔コト〕ナレバ、サコソ申サレケメ。	〔説経〕全：法 〔レ〕文：ン 〔ヲ〕全：なし 〔コト〕国全：なし	・この文中の二つの「道理」は仏法の道理。道心と出家にかかわる。 ・下線部の意味が通じにくいため、試訳を施した。 ・最後の「サコソ申サレケメ」を、大系本頭注では道兼が花山天皇を「まるめこんだ」。大隅訳も「籠絡した」と意訳しているが、そのようなニュアンスがあるか？ 【確かにこのようにおっしゃったとは聞いていないが、道心と出家に関して話をする際には、道理を究めてその言葉をつくることは、天竺・唐土のことを日本で話す説経師の話すことと同様なので、天竺・唐土の言葉ではないけれども、道理の肝心な点が間違っていない程度のことを、そうだそうだと思わせることこそが正しい説というのであるから、（道兼も）そのようにおっしゃったのであろう。】
406		恵心僧都ノ道心〔ゴロ〕ニテ、厳久僧都ト申人アリケル。	〔ゴロ〕国全：ノコロ	・「道心ゴロ」。花山天皇の譲位・出家は、寛和二（九八六）年、源信の『往生要集』が永観二（九八四）年起草、寛和元（九八五）年脱稿。
407		ソノ人ナドメサレテ道心発心ノヤウナドタヅネラレ		

		ンニハ、サコソ申ケメ。		
408		「経文ニハ、妻子珍宝及王位、臨命終時不隨者トコソハ申テ候へ。法華経ノ序品ニモ、悉捨王位、〔今〕隨出家、発大乗意、常〔臨〕梵行トトキテ〔候ニハ〕候ハズヤ。提婆品ニハ、時有阿私仙、来白於大王、我有微妙法、世間所希有、即便隨仙人、供給於所須トコソ〔ハ〕申テ候。尺迦仏モ我〔小〕出家得阿〔耨〕菩〔提〕トコソハ我御身ノ事ヲモトカセ給へ。カヽル御心ヲコリ候時、難入〔キ〕仏道へハイラセタモフベ〔キニ候〕。オボシメシ〔カヘ〕ルトイフトモ、御発心ノ一念ハクチ候マジ。妙法ニスギタル教〔門〕候ハズ。不軽ノ縁ダニモツキニハ得道シテコソ候へ。菩薩戒コソセンニテハ候へ。ヤブレドモナヲタモツニナリ候ゾカシ。サレバコソ、受法ハアレド捨法ハナシトハ申候へバ、タヾマコトシクオボシメシタチ候ハヾ、トクトクトゲサセ給へ」ナドコソハ、アサユフ申サレケメ。	〔今〕国全文：亦、阿：「亦イ」と傍記 〔臨〕国全文：修 〔候ニハ〕国：候ニ、全：なし 〔ハ〕全文：なし 〔小〕国文：今、全：少 〔耨〕阿：釋、「耨イ」と傍記 〔提〕阿：薩 〔キ〕国：キノ、全：ノ 〔キニ候〕国：クモ、全：キ候 〔カヘ〕国文：ツ 〔門〕阿：なし	
409		其上〔ニイ〕〔ハ〕、「君一定御出家ニヲヨビ候ハヾ、ヤガテ道兼モ出家シテ、仏法修行ノ御同行トハナリマイラセ候ベシ。縁ノフカクオハシマセバコソ、王臣ノカタ〔ニイ〕〔マデ〕モ、ケフハ君ニツカヘ候へ」ナド申サレケレバ、イトヾ御心〔モヲコリ〕テ、時イタリテ寛〔平イ〕和二年六月廿二日庚申夜半ニ、蔵人左少弁道兼、厳久法師ト〔二人〕御車ノシリニノセテ、大内裏ヲイデサセ給ケルニハ、縫殿陣ヨリトコソハ申スメレ。	〔ハ〕国全文：ニ 〔ニイ〕国全文阿：なし 〔マデ〕国全文阿：ニテ 〔ニイ〕国全文阿：なし 〔モオコリ〕阿：ヲゴリ 〔平イ〕国全	

			文阿：なし 〔二人〕国全文：なし	
410		モノガタリニハ、スデニナニ殿トカヤノ〔ホド〕ニテ、「イタクニハカナリ。ナヲシバシ案ズゲキニヤ」ト仰ラレケレバ、道兼ハ、「爾剣スデニ東宮御方ヘワタサレ候ヌルニハ候ハズヤ。イマハカナヒ候ハジ」ト申サレケレバ、「マコトニマコトニ」トテイデサセ給ケルトコソハ申ツタエタレ。	〔ホド〕国全文：ホトリ	・「モノガタリ」が何をさすかは、大隅訳、大系本頭注は『大鏡』とする。全註解釈注は「或は世継ぎの物語即ち大鏡のことか」とし、『大鏡』とは断定していない。 ・参考までに、№411も含めて、『大鏡』と対応する部分を引く（大系本の補注にも部分的に引用されている）。 「藤壺の上の御局の小戸より出でさせたまひけるに、有明の月のいみじうあかかりければ、「顕証にこそありけれ。いかがすべからむ」と仰せられけるを、「さりとて、とまらせたまふべきやうはべらず。神璽、宝剣わたりたまひぬるには」と、粟田殿さわがし申したまひけるは、まだ帝出でさせおはしまさざりけるさきに、手づからとりて、東宮の御方に渡し奉りたまひてければ、かへり入らせたまはむ事はあるまじくおぼして、しか申させたまひけるぞと。」
411		スデニトオボシメシケルトキ、道隆・道綱コノ人タチヲマウケテ、「イマハ璽剣ワタサルベクヤ」ト申テ、道隆・道綱、両種〔ヲ〕モチテ東宮一条院御方凝花舎ヘマイラレ〔リ〕ケレバ、右大臣マイリテ諸門ヲトヂテ、御堂ノ兵〔衞佐〕ニテオハシケル〔ヲ〕頼忠ノモトへ〔ハ〕ツカハシテ、「カヽル大事イデキヌ」トハツゲ給テ〔ゲ〕リ。	〔ヲ〕国全文：なし 〔リ〕国全文阿：なし 〔兵衞佐〕国文：兵部卿、阿：(兵部卿イと傍記) 〔ヲ〕国全：なし 〔ハ〕全文：なし 〔ゲ〕国全文：ケ	
412	*168-7*	サテ立王ノ儀ニナリニケレバ、トカクイフバカリナシ。		・一条天皇即位に当たっての変化。短いが段落を改める。 ・「イフバカリナシ」を大隅訳では、「ことばにはつくせない」とする。同様の意味であるが「言葉では言い表せないほどである」とした。慈円がとりわけ強調している内容であろう。cf.№420 【そうして天皇を立てることになったのであるが、それに関してはあれこれと言葉では言い表せないほどである。】
413		一条院七歳ニテオハシマセバ、摂政ニナリテ、コノタビハ此右大臣兼家ハ外祖ナレバ、頼忠〔ハ〕思ヒヨラ〔ヌ〕コトニテ、ヒシト世ハヲチキニケリ。	〔ハ〕国文：モ 〔ヌ〕阿：レヌ	・「摂政ニナリテ、コノタビハ此右大臣兼家ハ外祖ナレバ」は、読点の前後の文言は逆の方が文意が通じる。そのように訳したが、なぜこのような書き方になったのか。 【一条天皇は七歳でいらしたので、今度は右大臣兼家が外祖父ゆえに、摂政になって、頼忠は思いもよらぬことで（その地位を失い）、しっかりと世は落ち着いたのであった。】

414	*168-10*	サテ花山ト云ハ、元慶寺ニテ御グシオロサレニケレバ、ヤガテ道兼モ出家センズトオボシメシケルヲ、ナクナク、「イマ一度オヤヲミ候ハヾヤ。ワガスガタヲモイマ一度ミエ候ハバヤ。サ候ハズ〔ハ〕不孝ノ身ニナリ候ハバ三宝モアヤシトヤオボシメスベク〔ヤ〕候ラン。君ノ御出家トウケ給ハリ候ナバ、道兼ヲトヾムルコト候マジ。程ナクカヘリマイリ候ハン」トテタヽレケレバ、「イカニ我ヲスカシツルナ」〔ト〕仰ラレケレ〔バ〕、「イカデカサルコト候ハン」トテ鞭ヲ揚テカヘリニケリ。	〔ハ〕国全文：バ 〔ヤ〕国文：なし 〔ト〕全：ド 〔バ〕国全文：ド	・花山天皇の出家後。段落を改める。 ・この箇所も『大鏡』に対応する箇所があるため、それを引用する。 「花山寺におはしましつきて、御ぐしおろしたまひて後にぞ、粟田殿は、「罷り出でて、大臣にも、かはらぬ姿、今一度見え、かくと案内申して、必ず参りはべらむ」と申したまひければ、「朕をばはかるなりけり」とてこそ泣かせたまひけれ。あはれに悲しきことなりな。日頃、よく「御弟子にてさぶらはむ」と、契りすかし申したまひけむがおそろしさよ。」
415		ナニシニカハ又マイルベキ。		
416		コノコトヲ聞テ中納言義懐・左中弁惟成ハ、ヤガテ華山ニマイリテスナハチ出家シテ、コノ二人ハイサヽカノキズナク仏道ニ入トホリニケリ。		
417		義懐ハ飯室ノ安楽〔五〕〔寺イ〕僧ニナリニケリ。	〔五〕国：寺、全文阿：寺ノ〔寺イ〕国全文阿：なし	
418		惟成ハ賀茂祭ノ〔ワサヅノ〕ヒジリシテワタルホドニナリニケリトコソハ申侍メレ。	〔ワザヅノ〕全文：ワサヅノノ	
419		花山法皇ハノチニハサマアシク思カ〔へ〕リテオハシ〔マシ〕ケ〔レド〕、又ハジメモノチノチモメデタクヲコナハセオハシマスオリオリアリケレバ、サダメテ仏道ニハイラセ給ニケンカシ。本闕	〔へ〕国文：ハ 〔マシ〕国全文：なし 〔レド〕阿：ルト	
420	169-7	カクテ一条院ハ位ノ後、コノ大入道殿ヒシト世ヲトラレニケ〔ル〕ノチノチ、宇治殿マデヲ見ルニ、サラニサラニイフバカリナク、一ノ人ノ家ノサカリニ世モ〔ヲイ〕〔ノ　タ〕シク、人ノ心モハナレ〔〔イイ〕ハ　テ〕タルサマニ、アシキコトモナク、正道ヲマモリテ世ヲオサメラレテ、一門ノ人々モワザトシタランヤウニ、トリドリニヨキ人ドモニテ、四納言ト云モ三人ハ一門也。	〔ル〕国全文：リ 〔ノタ〕国阿：ヲダ、全：穏 〔ヲイ〕国全文阿：なし 〔ハテ〕国：イデ、全：出デ	・兼家から頼通までの時代の総括。段落を改める。 ・「一ノ人ノ家ノサカリ」と以下の「世」「人ノ心」のあり方とを連動して評価している。 （「世」と「人」については、cf.№381、№433、「世」と「君」については cf.№435。） ・原文の「世モノタシク」は「ヲダシ（オダシ）ク」＝「穏しく」の方がよい。世が平穏・平和であるの意。 ・原文の「人ノ心ハナレハテタルサマ」が意味不明。全註解の本文は「人の心もはなれ出でたる様」とし、「はなれ」を釈注で「解放され」としている。大隅訳は「人の心も解放されてのびやか」とする。 ・参考までに、『正法眼蔵』や『沙石集』で「はなる・いでる」が「生死を離る」「生死を出ず」と肯定的に使用される（『日本国語大辞典』）。「生死」が省略されているとは考えられないが、

			〔イ亻〕国全文阿：なし	煩悩に満ちた（物事への執着が強い）あり方から「はなる・いでる」として使用した可能性もある。 ・下線部分のみ訳すと、「摂関家が栄え、世も平穏で、人の心も執着が強いあり方から離れ出たようなありさまで、」となる。
421		カクテ世ハオサマリ〔ケル〕トミ〔ユ〕。	〔ケル〕国全文：タリケリ 〔ユ〕阿：エ	
422	*169-11*	サテ大入道殿ハ永祚〔元亻〕二年五月四日出家シテ、嫡子内大臣道隆ニ関白ユヅリテ、同七月二亻日ウセ給ニケリ。	〔元亻〕国全文阿：なし	・兼家の死後、その子道隆と道兼のことを語る段。段落を改める。 【さて道兼は永祚二（九九〇）年五月四日出家して、嫡子の内大臣道隆に関白を譲って、同年七月二日にお亡くなりになった。】
423		道隆ハ中関白〔ト〕申。	〔ト〕国：トゾ	【道隆は中関白（兼家と道長の間の関白）という。】
424		ソノ子伊周帥内大臣と云。		
425		ナガサレ〔テ〕後、儀同三司ト云。	〔テ〕国：ノ	【(伊周は）太宰府に流されて帰ってきてからは、儀同三司（三司は太政大臣・左大臣・右大臣）という。】
426		コノ人ニ内覧ノ宣旨ヲ申〔ナ〕サレ〔タリ〕ケレドモ、ヲトヽノ道兼ハ右大臣、コノ伊周ハ内大臣ニテアリケ〔ル〕。	〔ナ〕国文：なし 〔タリ〕国全文：なし〔ル〕国文：リ	・史実を補足すると、伊周は道隆が病中の時のみ、内覧となった。正式ではない。 【(道隆は）この人（伊周）に内覧の宣旨を下されるように申し出たが、(道隆の）弟の道兼は右大臣で、伊周は（その下の）内大臣であった。】
427		一条院ノ御母ハ東三条院ト申ハ、女院ノハジメハコノ女院也。		・「女院」の出現を道理の変遷の中でどう考えているのか？ ・以下、№430 まで、女院の影響をどの程度考えているか？ ・cf.「女人此国ヲバ入眼ス」(№237)、「女人入眼」(№247)、「女人ノ入眼」(№253)。 【一条天皇の御母は東三条院（詮子）といって、女院のはじめはこの人である。】
428		コレハ兼家ノムスメニテ、円融院ノ后也。		
429		コノ女院ノ御ハカラヒノマヽニテ世ハアリケントナン申ツタエタ〔リ〕。	〔リ〕全：ル	
430		道兼同御セウトニテ、ナニトナク、花山院ノアヒダノコトモ、ワガ結構ナラネド時ニアヒテ、〔テイ〕〔チ〕ヽノタメイミジカリケン。	〔チ〕国全文：テ 〔テイ〕国全文阿：なし	・大隅訳は「ナニトナク」を「すべてにわたって」とするが、ここは「特に意識しない」の意であろう。 ・大隅訳は「ワガ結構ナラネド」を「道兼自身の計画であったのではないが」とするが、ここは「女院自身の計画ではないが」とすべきであろう。花山院の出家にも、女院の影響があったと推測している。

				【道兼は（道隆と）同じく女院の兄であり、特に意識しないままに、（道兼と）花山院のあいだのことも、女院自身の計画ではないが時宜にかなっていて、父の家兼のためによい行動となったのだろう。】
431		右大臣上臈ナレバ、内大臣伊周人ガラヤマト心バヘハワロカリケル人ナリ、唐才ハヨクテ詩ナド〔ハ〕イミジ〔ク〕ツク〔ラレ〕ケレド、右大臣ヲ〔コ〕ユベキナラネバ、〔右〕大臣関白ニハナリニケレド、長徳元年四月廿七日ニナリテ、五月〔八〕日ウセラレニケレバ、ヨノ人七日関白トイヒケリ。	〔ハ〕国全：なし 〔ク〕国全文：ウ 〔ラレ〕国：リ 〔ユ〕国全：フ 〔右〕阿：左、「右イ」と傍記 〔八〕全：七	・「唐才」を大隅訳は「漢詩文についての学識」とするが、漢詩のみならず漢学の学識・才能の意であろう。文脈からも当然ながら政治においては「唐才」が有効だった。 ・「ヤマト心バヘ」を大隅訳は「日本の現実に即した知恵・才能・胆力」とするが、どのような心の働きか？ ・１行目の「内大臣伊周人ガラ……」は挿入的な語句。 【右大臣（道兼）は（内大臣伊周の）上位なので、内大臣伊周は―その人柄をいえば、大和心のあり方は劣っているが、漢学の学識・才能は良くて漢詩などは上手に作られたのだが―右大臣を超えることはできないために、右大臣（道兼）が関白になったのだが、（道兼は）長徳元（九九五）年五月八日にお亡くなりになったので、世の人は七日関白といった。】
432	*170-7*	其後、内大臣ニテ伊周、モト内覧ノ宣旨カウブリタル人ニテアリケルニ、大納言ニテ御堂ハオハシケルハ、道兼・道隆ノ弟ナリ。		・道長の登場。女院詮子の尽力で、伊周ではなく道長が内覧となったいきさつを語る段。段落を改める。 【道兼の死後、内大臣である伊周は、もと内覧の宣旨をいただいた人であったが、御堂（道長）は大納言でいらっしゃって、道兼・道隆の弟であった。】
433		〔ヲヂ〕ノ大納言ソノ器量抜群〔(ニ)〕シテ、ヨモ人モユルシタリケリ。	〔ヲヂ〕国全文：コノヲヂ 〔(ニ)〕阿：なし	・「ヨモ人モ」。「世」と「人」をどのような意味で使い分けているか？　cf.№381、№420（「世」と「君」についてはcf.№435） 【（伊周の）叔父にあたる大納言道長の才能は抜群であって、世も人もそれを認めていた。】
434		我身モコノトキ、「伊周執政ノ臣タラバ、世ハミダレウセナンズ〔ル〕ガ、身ヲ摂籙ノ臣ニヲカレナバ、ヨ〔ハ〕ヲダシカルベ〔キ〕」ト、サ〔メ〕（ハイ）サ〔メ〕（ハイ）トオホセラレケリ。	〔ル〕国全文：ワ 〔ハ〕阿：なし 〔キ〕国：シ 〔メ〕国：ハ 〔ハイ〕国全文阿：なし 〔メ〕国：ハ 〔ハイ〕国全文阿：なし	・「我身モコノトキ」が地の文にあるのはふさわしくいないのでは。「我身モ」から発話文とすれば、この文は道長が自身の過去を振り返って話した文となる。とりあえず地の文として訳した（大隅訳と同じ）。 ・「ウセナンズルガ、身ヲ」を、国全文は「ウセナンズ。ワガ身ヲ」とする。意味に変化はない。 ・「サメサメ」が「サメザメ」であれば、心を込めてしみじみと、の意。「サハサハ」であれば、「サハ」は「サハヤカ」の「サハ」であり、さっぱりと、はっきりと、の意。大隅訳は後者的で「はっきりと」。大系本頭注は「こまごまと」。試訳では大隅訳に従う。 【道長自身もこのとき（道兼の後が問題になったとき）、「伊周が執政の臣となれば、世は乱れて滅びてしまうだろうが、私を摂籙の臣（摂政・関白）に置いたならば、世はきっと平穏となるだろう」と、はっきりとおっしゃった。】
435		イモウトノ女院、当今ノ母后ニテ、ヒシトカクオボシ	〔メシ〕国全	・「ヨノタメ君ノタメ」。「世」と「人」に関しては、cf.№381、№420、№433

		メシタリケルヲ、主上ノ思フヤウニモ御ユルシナクテアリケルホドニ、イタク申サレケルヲウルサクヤオボシ〔メシ〕ケン、アサガレヒヲタヽセ給テ、ヒノ御座ノカタニオハシマシテ、蔵人頭俊賢ヲ御マヘニメシテ、御モノガタリアリケル処ヘ、ヨルノヲトヾノツマドヲアケテ、女院ハ御目ノヘンタヾナラデ、「イカニヨノタメ君ノタメヨク候ベキコトヲカク申候ヲバ、キコシメシイレヌサマニハ候ゾ。コノギニ候ハバイマハナガクカヤウノコトモ申候マジ。心ウク〔クチオシ〕キコトニ〔侯〔侍イ〕〕モノカナ」ト申サセ給ケルトキ、ヰナヲラセ給テ、「イカデカコレホドニオホセラレンコトヲバ、イナ〔ビ〕申候ベキ。ハヤクオホセクダシ候ハン」ト、内ノ御気色モマメヤカニナリテオホセラレケレバ、女院〔ノ〕ワタラセ給ト心エテ、御前ニ〔候ケル〕俊賢タチノキケルヲ、「サラバ、ヤガテ蔵人頭俊賢候メリ、メシオハシマセ。申キカセ〔候ハ〕ン」ト申サセ給ケレバ、「〔ヤ〕、トシカタコレヘマイレ」トメシケレバマイリタリケルニ、女院〔ノ〕、「大納言道長ニ太政官文書ハ奏セヨト、トクオホセクダセ」ト仰ラレケレバ、俊賢タカクヰセウシテマカリタチテ、ヤガテ仰下ケレバ、女院ハアサガレイノ方ヘカヘラセ給テ、御堂ハ大納言ノ左大将ニテ、コノ左右ウケタマハラントテ、候マウケテオハシケルニ、女院ハ御袖ニテハ〔御〕涙〔ヲ〕〔ノゴ〕ヒテ、御目ハナキ〔御〕ロハエミテ、「ハヤク仰下サ〔レ〕〔ヌル〕ゾ」トオホセラレケレバ、カシコマリテイデサセ給ニケリ。	文：なし 〔クチオシ〕 国全文：コハクチオシ 〔候〕全文：侍ル 〔侍イ〕国全文阿：なし 〔ビ〕国全文：ミ 〔ノ〕国：なし 〔候ケル〕国全文：サブラフ 〔候ハ〕国全文：なし 〔ヤ〕全：ヤヽ 〔ノ〕国全：なし 〔御〕全：なし 〔ヲ〕全文：ノ 〔ノゴ〕全：ヌグ 〔御〕全：なし 〔レ〕阿：ン〔ヌル〕 国全文：候ヌル	・「申サセ給ケレバ、「ヤ、トシカタコレヘマイレ」」は、国文は「申サセ給ケレバヤ、「トシカタコレヘマイレ」」とする。ここでは前者で訳した。 ・女院の俊賢への命令「大納言道長ニ太政官文書ハ奏セヨト、トクオホセクダセ」は、道長に対して「太政官文書を奏せよ」という命令を下すよう命じた、ということ。それはすなわち、内覧の宣旨である。 ・「ヰセウ」（いしょう）は、称唯（セウ・ヰ）を逆に読んだもの。宮中で官人が天皇の召しを受けたとき、「おお」「おし」と、口をおおって声を発して答えること（『日本国語大辞典』）。 ・一文が長く意味が通りにくいので、全文訳した。 【妹の女院は当時の一条天皇の母で、固くそのように（道長を執政の臣にするのがよいと）お思いになっていたが、天皇は女院の思うようにはお許しにならずにいたところ、（女院が）執拗におっしゃるのをうるさくお思いになっていたのだろうか、朝餉の間を出られて昼御座の方においでになって、蔵人頭俊賢を御前にお呼び寄せになって、お話しなさっていた所へ、夜御殿の開き戸を開けて、御眼のあたりがただならぬ女院がお入りになって、「どんなにか世のため君のために良くなるべきことをこんなに申し上げておりますのに、お聞き入れなされないのでしょうか。こうなればもう二度とこのようなことを申し上げません。つらくて残念でなりませんよ」と申し上げたとき、（天皇は）きちんと座り直されて、「どうしてこれほどまでにおしゃられることを拒否しましょうか。早く命令を申しわたしましょう」と、気持ちもまじめになっておっしゃったので、―女院がいらしたのを心得て御前にいた俊賢は立ち退いていたが、―（女院は）「それならば、ほかでもなく蔵人頭俊賢がいるでしょう。お呼び寄せなさってください。申し伝えましょう」とおっしゃったので、「や、俊賢、ここへ参れ」とお呼び寄せになると参上したので、女院は「大納言道長に「太政官文書を奏せよ」と、早く命令を申しわたすように」とおっしゃったので、俊賢は大きく「ははっ」と答えて退出し、ただちに命令（内覧の宣旨）を申しわたした。女院は朝餉の間にお帰りになって、道長は―大納言の左大将であった―この決着を承ろうとして待機しておられたが、女院は御袖で涙をぬぐって、御眼では泣きながら口では笑って、「すでに（内覧の宣旨は）申しわたされましたよ」とおっしゃられたので、（道長は）かしこまって御退出になった。】
436		シバシ大納言ニテ内覧臣ニテ、ヤガテソノ年程ナク右大臣ニナラレニ〔ケリ〕。	〔ケリ〕国：なし	【（道長は、）しばらくは大納言のままで内覧の臣であったが、まもなくその年のうちに（長徳元（九九五）年六月）右大臣におなりになった。】
437		〔内覧臣〕ナレバ内大臣ヲコエラレニケルナリ。	〔内覧臣〕国：内覧ケリ	【（道長が）内覧の臣におなりになったので、内大臣（伊周）を超えられたのである。】

			臣	
438	171-15	長徳二年四月ニ、伊周内大臣トヲトヽノ隆家トハ左遷セラレテ、内大臣ハ太宰権帥、中納言隆家ハ出雲権守ニナリテ、ヲノヲノナガサレニケルコトハ、華山院ヲ射マイラセタリケルナリケリ。		
439		ソノ事ノヲコリハ、法住寺太政大臣為光ハ恒徳公トゾ申、コノ人ニ三人ムスメアリケリ。		
440		一女ハ花山院〔ニ〕〔道心〕ヲコサセマイラスル人ニテ、ウセ給テノチ道心サメサセ給テ、其中ノムスメニカヨハセ給〔ニ〕ケルニ、又三ノムスメヲ伊周〔ノ〕〔大臣〕カヨヒケルヲ、「コノ院ノヤガテコノ三ノムスメノ方ヘモオハシマス」ト人ノイヒケルヲ、ヤスカラズ思テ、ヲトヽノ隆家〔帥〕ハ十六ニテアリケルニ、「イカヾセンズル。ヤスカラズ」トイヒケルホドニ、隆家ノワカク、イ〔カ〕〔ウ〕キヤウナル人ニテ、ウカヾヒテ〔ユミヤ〕ヲモチテ射マイラセタリケレバ、御〔衣ノ〕袖ヲツヒヂニイツケタリケリ。	〔ニ〕国全文：なし 〔道心〕文：御道心 〔ニ〕国全文：なし 〔ノ〕国文：なし 〔大臣〕国全文：大臣ハ 〔帥〕全：卿 〔カ〕全：ガ 〔ウ〕国全文阿：ラ 〔ユミヤ〕国全文：箭 〔衣ノ〕阿：なし	・「イカウキヤウナル（イカラキヤウナル、イガラキヤウナル）人」とはどういうことか。 ①「イカウ気陽ナル人」：はなはだ気のはやっている人。 ②「イカウ軽ナル人」：はなはだ軽率な人。 cf. 大系本頭注「「イカウ」は「厳ク」の音便で、ひどくとか乱暴なの意か。「キヤウ」は「軽」か」。 cf. 大隅訳「ひどく乱暴な人」。 cf.「いかし（厳し・重し・茂し）」：「《イカは内部の力が充実していてその力が外形に角ばって現われている状態。イカメシ・イカラシ・イカリなどの語根》①鋭く強い。はげしい。②はなはだしい。大層である。③大きい」（『岩波古語辞典』）。 cf.「きゃうぎゃう（軽軽）」：「軽率」（同前）。ただし「軽」という語はない。 ③「イカラキ様ナル人」：激しい気性の人。 cf. 全註解釈注「「苛（いか）らき様なる人」か。怒りっぽい人。激し易い人の意味か」。ただし全註解本文は「イガラキヤウナル人」。 cf.「いからし（厳らし）」：「強くはげしい」（『岩波古語辞典』）。
441		アヤウナガラニゲサセ給テ、コノ事ヲバヒシトカクシ〔タ〕リケルヲ、ヤウヤウ披露シテ、サホドノコトイカデカサテアルベキ〔ト〕テ、サタドモアリテ、コノコトハアリケ〔ル〕トイヒツタヘタリ〔ケ〕レド、小野宮ノ記ニハ、ヤガテソノ夜ヨリキコエテ正月十三日除目ニ〔内大臣〕円座トラレタリケリ。	〔タ〕国文：テア、全：テアリタ 〔ト〕文：ニ 〔ル〕国全文：リ 〔ケ〕国全文：サ 〔内大臣〕国全文：内大臣ノ	
442		モトモシカルベシト時ノ人〔イヒケリ〕。	〔イヒケリ〕全：イヒケリ	

			ト	
443		コマカニソノ日記ニハ侍レバソレヲミルベキ也。		
444		コノトガナレド、御堂ノ御ア〔ダ〕〔ウ〕カナ〔ト〕人思ヒタリケレバ、返々イタマセ給ケリ。	〔ダ〕阿：タ 〔ウ〕文：ケ、阿：「ケ亻」と傍記 〔ト〕全：ド	・「御アダウ」「御アタウ」「御アダケ」とは何か。 ①「御阿党」：御仲間。 cf. 「アタウ（阿党）」：「おもねって仲間になること。転じて、悪事・陰謀などにくみするやから」（『岩波古語辞典』）。 cf. 大系本頭注「「御アダウ」は「御阿党」か」。 cf. 全註解釈注「阿党。「仲間」の意味か。未詳」。 ②「御徒気」：おたわむれ。 cf. 「アダケ（徒気）」：「①好色。②たわむれ。冗談」（『日本国語大辞典』）。 ・「イタマセ給ケリ」の主語は誰か。 ①一条天皇と解する場合の訳：「この流罪のことについては、世間では御堂の一党がやったことと思われたので、一条天皇はひどく心をいたませられた」（大隅訳）。 ②道長と解する場合の訳：「この流罪については、御堂のおたわむれだと世間の人々が思ったので、御堂は非常に心を傷められた」。
445		ヲノヲノノチニハメシカヘサレテ、内大臣ハ儀同三司ト云位ヲタマハリ、隆家ハ帥ニナリテクダリナ〔ン〕ドシテ、富〔有〕人ニナンイハレケ〔リ〕。	〔ン〕阿：なし 〔有〕全：なし 〔リ〕全：ル	
446		帥ニナリテツクシヘクダリテ、イヒシラズトクツキテノボリタリケルニ、イツシカ御堂ヘマイリタリケルニ、イデアハセ給タリケレバ、イトモ申事ハナクテ名〔簿イ〕〔符〕ヲカキテ、フトコロヨリ〔トリイダシ〕マイラセテイデニケリ。	〔符〕国全文：簿、阿：府 〔簿イ〕国全：なし 〔トリイダシ〕国全文：トリイダシテ	
447		イミジク心カシコ〔ナ〕リケル人ナリトコソウケタマハレ。	〔ナ〕国全文阿：カ	
448	173-4	カヽリケルホドニ、一条院ウセサセ給テ後ニ、御堂ハ御遺物ドモノサタアリケルニ、御手箱ノアリケルヲヒラキ御覧ジケルニ、震筆ノ宣命メカシキ物ヲカヽセオハシマシタリケルハジメニ、「三光欲明覆重雲大精暗」トアソバサレタリケルヲ御覧ジテ、次ザマヲヨマセタマハデ、ヤガテマキコメテヤキアゲラレニケリトコ	〔リ〕国全文：ラセ	・「大精」とは何か。「三光」と同じく日・月・星と解してよいか。 cf.「精」：「ひかり。日月の光。また、日・月・星」（『新漢語林』）。 cf. 全註解釈注は「大精」について「太清で天のことか」と記す。大系本頭注は「雲が邪魔をし、天を暗くしているの意か」と記し、「大精」を「天」と解する。 ・「三光欲明覆重雲大精暗」をどう訓読するか。

		ソ、宇治殿ハ隆国宇治大納言ニハカタ〔リ〕給ケルト、隆国ハ記シテ侍ナレ。		①大系本 「三光明ナラント欲シ重雲ヲ覆ヒテ大精暗シ」。 ②大隅訳 「三光明ナラント欲スルニ重雲ヲ覆ヒテ大精暗シ」。 ③全註解本文 「三光欲レ明ナラント覆ヒ、重レ雲大精暗シ」。 ④全註解釈注 「三光明カナランムト欲シテ覆イ：三光（日・月・星）を天皇、覆うを政権をとる臣に譬えてある」。 「重ナル雲、大精暗シ：これも雲を臣に、大精（太清で天のことか）を天皇に譬えてある」。 ⑤試案 「三光明ナラント欲スレドモ、覆フコト重雲ニシテ、大精暗シ」（日月星が明るく輝こうとしても、覆うことは重い雲であって（重い雲が覆っていて）、日月星の大いなる光は暗くなる）。
449	*173-9*	大方〔御堂〕御事ハ、タトヘバ唐ノ太宗ノ世ヲヲコシテ、「我ハ堯・舜ニヒトシ」トマデオモハセ給タリケルト申ヤウニ、御堂ハ昭宣公ニモ大織冠〔マデ〕ニ〔テイ〕モヲトラヌホドニ、正道ニ理ノ外ナル御心ナカリケ〔ル〕トミユ。	〔御堂〕全：御堂ノ 〔マデ〕全：なし 〔テイ〕国全文阿：なし 〔ル〕国全文：リ	・以下、道長による一条院宸筆焼棄について述べるに先立ち、まず道長の徳について述べることから、ここで段落を改める。 ・「正道ニ理ノ外ナル御心ナカリケ〔ル〕」とはどういうことか。「正道」の用例は以下の通り。 cf. No. 42「マヅコノ次第ヲ思ヒツヾクルニ、最道理ハ十三代成務マデ、継体正道ノマヽニテ、一向国王世ヲ一人シテ輔佐ナクテ事カケザルベシ。」 cf. No. 165「加様ノ次第ヲバ、カクミチヲヤリテ正道ドモヲ申ヒラクウヘ〔ハ〕、ヒロクシラント思ハン人ハカンガヘミルベキ事也。」 cf. No. 327「アハレアハレ王臣ミナカヤウノ事ヲフカク信ジテ、聊モユガマズ、正道ノ御案ダニモアラバ、劫初劫末ノ時運ハ不及力、中間ノ不運不慮ノ〔災難〕ハ侍ラジモノヲ。」 cf. No. 420「カクテ一条院ハ位ノ後、コノ大入道殿ヒシト世ヲトラレニケ〔ル〕ノチノチ、宇治殿マデヲ見ルニ、サラニサラニイフバカリナク、一ノ人ノ家ノサカリニ世モ〔〔ヲイ〕ノ タ〕シク、人ノ心モハナレ〔〔イイ〕ハ テ〕タルサマニ、アシキコトモナク、正道ヲマモリテ世ヲオサメラレテ、一門ノ人々モワザトシタランヤウニ、トリドリニヨキ人ドモニテ、四納言ト云モ三人ハ一門也。」 ・「正道ニ理ノ外ナル御心ナカリケ〔ル〕」ことと No. 451 に言う「ワタクシ」なきこととはどうかかわるのか。
450		ワガ威光威勢トイフハ、サナガラ君ノ〔御威〕也。	〔御威〕全：御威光	
451		王威ノスエヲウケテ〔コソ〕〔カク〕アレト、ワタクシナクオボシケルナリ。	〔コソ〕全：コソハ 〔カク〕国全文阿：カクハ	・「ワタクシ」なきことと No. 449 に言う「正道ニ理ノ外ナル御心ナ」きこととはどうかかわるのか。 ・「ワタクシ」は「朝家」との対で言及される例がある。 cf. No. 457「カヽル徳ハスコシモワタクシニケガレテ、為朝家不忠ナラン人アリナンヤ。」

452		ソノ証拠ハ、万寿四年十二月四日ウセ〔サセ〕給ケル御臨終ニアラハナリ。	〔サセ〕国全文：なし	
453		思ノゴトク〔出家〕シテ多年、九体ノ丈六堂法成寺ノ無量寿院〔ノ〕中〔堂〔尊イ〕〕ノ御前ヲ閉眼ノ所ニ〔シテ〕、屏風〔ヲ〕タテヽ脇足ニヨリカヽリテ、法衣ヲタヾシクシテキナガラ御閉眼アリケルコトハ、ムカシモイマモカヽル臨終ノタメシアルベシトヤハ。	〔出家〕全：尊崇 〔ノ〕国文：なし 〔堂〕国全文：尊 〔尊イ〕国全文：なし 〔シテ〕国全文：シメテ 〔ヲ〕国：なし	
454		十二月四日ナルニ、十二月ハ神今食ノ神事トテキビシ〔ケレバ〕、〔閏朔日其ノ斎イミジクキビシクテ〕、摂政関白公家同事ニテアルニ、法成寺ノ御八講トテ南北二京ノ堅義ヲカレタルニ、大伽藍ノ仏前ノ法会ニ、〔氏〕長者・関白摂政ナル、カナラズ公卿引率シテ令参詣テ、堅義、例講御聴聞一切ニハヾカラルヽ事ナシ。	〔ケレバ〕国全文：クテ 〔閏朔日其ノ斎イミジクキビシクテ〕国全：なし 〔氏〕全：氏ノ	
455		〔伊勢太神宮〕是ヲユルシオボシメスナリ。	〔伊勢太神宮〕国全文：伊勢大神宮モ	
456		コレコソハ人間界ノ中ニ〔ソノ〕人ノ徳ト云手本ニテ侍メレ。	〔ソノ〕全：天	・「徳」とは何か。
457		カヽル徳ハスコシモワタクシニケガレテ、為朝家不忠ナラン人アリナンヤ。		・「ワタクシ」が「朝家」との対で言及される例。「ワタクシ」の用例は以下の通り。 cf. No. 451「王威ノスエヲウケテ〔コソ〕〔カク〕アレト、ワタクシナクオボシケルナリ。」
458		返々ヤンゴトナキコト也。		
459	*174-7*	コレ〔ハ〕一条院モアルマヽニ御覧ジシラセ給ハデ、カヽル宣命メカシキモノヲカキヲカセ給テ、トクウセサセ給ニケルニ、御堂ハ其後久シクタモチテ、子孫ノ繁昌、〔臨終〕正念タグヒナキヲ。	〔ハ〕国全文：ヲ 〔臨終〕国全文：臨終ノ	・道長の徳の叙述を踏まえ、改めて道長による一条院の宸筆焼棄について述べることから、段落を改める。 ・「コレ」は何を指すか。道長の徳、あるいは、道長が私なく朝家に忠なる人であることか。 ・「〔臨終〕正念タグヒナキヲ」の「ヲ」を間投助詞と解し、ここで句点を付す。

				cf. 大隅訳「それなのに、一条天皇はこの御堂の本当の姿をごらんになることも、理解されることもなく、あのような宣命めいたものをお書きになったので、早々にお亡くなりになったのである。それに反して、御堂はその後も長く栄華をたもたれ、子孫も繁昌し、御臨終の時に極楽往生の信念に少しもゆるぎもなかったことなど、他にくらべるものがないようであった」。 【これは一条院もありのままに御覧じ知らず、このように宣命らしいもの（「三光欲明覆重雲大精暗」）を書き置かれて、若くして亡くなられたが、御堂はその後久しく（命を）保ち、子孫の繁昌、臨終正念の比類ないことよ。】
460		御心ノ〔中〕ニ是ヲフカクミトホシテ、「イカニゾヤ、〔悪〕心モヲコサジ。ワレトバマリテカク〔御追福〕イトナム。タカキモイヤシキモ御心バヘノニ〔ズ〕モア〔ル〕。又イカニゾヤ、〔キ〕カフコトハスコシモイカニトオモフベキコトナラズ」トテ、マキコメテ、ヤキアゲサセ給ヒケンヲバ、伊勢大神宮・八幡大菩薩モアハレニ〔サトラレイ〕〔マモラセ〕給ケントコソアラハニサトラレ侍レ。	〔中〕国全文：内 〔悪〕国全：思フ 〔御追福〕全文：御追福ヲ 〔ズ〕国全：ヌ、文：ス 〔ル〕国全文：リ 〔キ〕全：チ 〔マモラセ〕国全文：サトラレ 〔サトラレイ〕国全文：なし	・「是」は何を指すか。道長のその後の長寿、子孫繁昌、臨終正念か。 ・「イカニゾヤ」とはどういうことか。道長によって覆われたと考えた一条院に対する反発の意を示すか。 cf.「イカニゾヤ」:「①どんなぐあいか。②どういうわけか。③《状態に対する不満・非難を婉曲にあらわして》どうかと思われる。④《歌合の判詞として》あまり賛成できない意」(『岩波古語辞典』)。 cf.「イカニゾヤ」:「①どうしたものか。どうなのか。②（おもしろくない、感心しない、という気持ちで）どうかなあ。③どのようであるか」(『例解古語辞典』)。 ・「悪心」「思フ心」とはどういう心か。「悪心」とすれば、一条院の考えを知って怒ったり恨んだりする心か。 ・「タカキモイヤシキモ」とは誰を指すか。一般論として、身分の高貴な人、卑賤な人を言うか。 ・「御心バヘ」とは誰の「心バヘ」か。 ①一条院の「御心バヘ」 ②道長の「御心バヘ」：道長に対する執筆者の敬意が反映して尊敬の接頭語「御」がつくと解する。 cf.「心ばへ」:「《「心延へ」の意。辺りにただよわせて、何かの形で現わしている様子から察せられる気持・本性、または趣向・心構えなど》①人の性質。②心に思い設けること。心構え。③心づかい。気づかい。④ものの趣。風情。⑤趣向。趣向をこらしたわざ。⑥趣意。意味。⑦事の趣。事情」(『岩波古語辞典』)。 ・「ニズモアル（ニヌモアリ、ニスモアリ）」とはどういう意味か。「ニズモアル」「ニヌモアリ」とすれば、似ないこともある、似ない者もいる、の意か。 ・「タカキモイヤシキモ御心バヘノニズモアル（ニヌモアリ）」とはどういう意味か。 ①一条院の「御心バヘ」と解する場合：身分の貴賤によらず、一条院の御性質と似ないこともある。徳のない一条院と似ず、身分の貴賤によらず（身分は一条院より卑賤であっても）、徳のある者もいる。 ②道長の「御心バヘ」と解する場合：身分の貴賤によらず、私（道長）の性質と似ないこともある。徳のある私（道長）と似ず、身分の貴賤によらず（身分は私より高貴であっても）、徳のない者もいる。 ・「キカフ」「チカフ」とはどういうことか。

				①「聞カウ」：聞こうとする。動詞「聞く」未然形＋助動詞「ウ」連体形。具体的には、道長についての一条院の考えを聞こうとすること、傾聴すること、と解し得るか。 cf.「う」（助動詞）：「《「む」の転》①話し手の意志・意図をあらわす。②話し手による勧誘・命令をあらわす。③話し手による推量をあらわす」（『岩波古語辞典』）。 ②「キカフ」：食い違う。具体的には、道長についての一条院の考えが道長の実際と食い違うこと、宸筆の内容が事実と異なること、と解し得るか。 cf.「きかふ（錯ふ・差ふ）」：「食い違いができる」（『岩波古語辞典』）。 cf.「きかう＜きかふ（錯ふ・差ふ）」：「語義未詳。きしり合う意か。また、物と物とが交わる意か」（『日本国語大辞典』）。 ③「チカフ」：誓う。ただし、文脈からは誓いの内容を読み取りにくい。 cf. 大系本頭注「「キカフコトハ」は「チカフコトハ」の誤りか」。 cf. 全註解釈注「「誓ふ」か」。 ・「スコシモイカニトオモフベキコトナラズ」とはどういうことか。 ①「キカフ」を「聞カウ」と解する場合：（道長についての一条院の考えを聞こうとすることは）少しもどうなのだろうと思うべきことではない。（道長についての一条院の考えは）全く傾聴に値しない、一顧だにする必要はない。 ②「キカフ」を「キカフ（錯フ・差フ）」と解する場合：（宸筆の内容と事実が食い違うことは）少しもどうしようと思案すべきことではない。全く思案するまでもなく宸筆を焼棄してよい。 ・「イカニゾヤ、〔悪〕心モヲコサジ～スコシモイカニトオモフベキコトナラズ」をどう訳するか。 cf. 大系本頭注「どうだい、悪心もおこさなかったものを。自分はかく生き残って一条院の御追善をいとなむのは。人というものは、身分の高低によらず、その気質が案外なものだ。また誓ったことはちっとも違わず、その通りになった」。 cf. 大隅訳「どうです。わたくしは悪心をおこしませんでしたからね。わたくしはあとにとどまってこうしてご冥福を祈っていますよ。人間の心がいいか悪いかということは、身分が高貴であるか賤しいかということとは別のことです。それにまたどうでしょう。わたくしが誓ったことはすべて違うことなく思いどおりになりました」。 【（道長は）御心の中にこのことを深く見通して、「（一条院の私についての考えは）どうかと思われる、（私は私についての院の考えを知っても）悪心もおこすまい。私は（院の亡き後に）存えてこのように御追善供養を営んでいる。身分の貴賤によらず、［①一条院の性質と似ないこともある（徳あるがゆえに長生きすることもある）、②私（御堂）の性質と似ないこともある（徳なきがゆえに早世することもある）］。まったく（一条院の私についての考えは）どうかと思われる、［①（一条院の考えに私が）耳を傾けようとすることは、少しもどうなのだろうと思うにも値しない、②（宸筆の内容と事実が）食い違うことは、少しもどうしようと思案するまでもない］」と思って、（宸筆を）巻き込めて、焼き上げなさったのであろうことを、伊勢大神宮（天照大神）・八幡大菩薩もありがたくもお守りになったのだろうと明確に理解されるのである。】

461		サレバコソ其後万寿ノ歳マデヒサシクタモチテ、サル臨終ヲモ人ニハキカレサセ給へ。		
462		〔本云〕	〔本云〕国全文阿：なし	
463		〔貞治六年六月廿五日以正本一校畢〕	〔貞治六年六月廿五日以正本一校畢〕国全文：なし	
464		〔之盛〕	〔之盛〕国全文：なし	